

平成23年度11月上高会臨時理事会議事録

- 1 日時 平成23年11月26日(土) 午後3時05分～4時42分
- 2 場所 台東区上野公園10-14 東京都立上野高等学校 校長室
- 3 出席者 理事現在数 12名 定足数 8名
出席者 9名
委任状による欠席者 2名
欠席者 1名
同席者 監事1名

4 議題

議事事項

- 第1号議案 公益財団法人への移行認定申請状況報告
- 第2号議案 定款(案)の一部修正について
- 第3号議案 上ノ原山荘大規模改修資金について
- 第4号議案 寄附行為変更取消しについて
- 第5号議案 寄附金規定について
- 第6号議案 上ノ原山荘管理人の契約形態の変更について
- 第7号議案 評議員選定委員会運用細則について
- 第8号議案 最初の評議員選定委員選任について
- その他

付属資料

- (1) 公益目的事業の概要と公益性について
- (2) 公益財団法人上高会定款(案)修正版
- (3) 上ノ原山荘大規模改修見積もり
- (4) 賃借対照表(平成23年度末推定)
- (5) 上ノ原山荘大規模改修資金管理規定(案)
- (6) 寄附金規定
- (7) 評議員選定委員会運用細則(案)

5 議事の経過及び結果

(1) 議長及び議事録署名人選出

寄附行為第25条に基づき理事長 服部徹が議長席に着き、出席者の報告を受け、理事会の成立を確認した後、出席者の同意を得て、本理事会の議事録署名人に河野薫雄理事、渡部和美理事を選任した。

(2) 第1号議案 公益財団法人への移行認定申請状況報告について

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

- ・公益目的事業が東京都と長野県であるため、主務官庁が東京都から内閣府に変更になった。
- ・公益事業の概要と公益性をもう少し詳しく記述する。(付属資料1参照)
- ・流動資産が1600万円あるが、新公益法人法では遊休資産(公益目的外に使える資産)は、年度の公益目的事業経費(当財団は4,850千円)を超過出来ないため第2号議案(上ノ原山荘大規模改修資金について)を提案する。
- ・寄附金の公益目的事業と法人会計(管理費)への配賦を示すため、寄附金規定を第5号議案として提案する。

河野理事より、講師への謝礼で事業への継続性はどうか。

理事長より、茶道部はPTAの関係者が作ったので、もし講師が居なくなった場合は休止となると思う。

高柳理事より、散歩会・茶道の他に何か考えているのか。

理事長より、俳句会が以前あったが今はない、さしあたり今後の予定はない。

高柳理事より、公共性の観点から今後は高齢者等がやってくれるかも知れないので、参考にして頂きたい。

渡部理事より、公益目的事業で公2の事業にPTA、PTA-OB会の研修が入っているが、文言で事業内容を区分した方が良い。研修は公1にあたるのではないか。統一したほうが良いのではないか。

理事長より、その通りと思う。修正する。

第1号議案について他に意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。

(3) 第2号議案 定款(案)の一部修正について

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

決算については評議委員会の承認が必要であるが、予算については理事会の承認で運営する。

この法人の最初の理事長を服部徹、最初の常務理事を春谷幸吉、高橋マツ子、松本傳とする。

第2号議案について意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。

(4) 第3号議案 上ノ原山荘大規模改修資金について

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

流動資産(1600万円)の中から、目的特定費用準備金として上ノ原山荘大規模改修資金に1180万円を移動し、固定資産の特定財産とする。

上ノ原山荘大規模改修資金管理規定(案)を定める。

高柳理事より、見積りの会社は。

理事長より、管理人から紹介された倉島建設。今まで20万円程度の工事を行っている。

河野理事より、流動資産1600万円多すぎるのは良くない、固定資産にすると没収もあるのか。

理事長より、使用目的を明示しなさいとのことだと思う。

今後は資産等の公示が必要になる。当財団もホームページ(HP)に理事会議事録を掲載している。

第3号議案について他に意見を求めたが、特に意見はなく了承された。

(5) 第4号議案 寄附行為変更取消しについて

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

5月の理事会にて「公益財団法人への移行に伴う寄付行為の失効」を決議したが、認可を申請したところ「公益財団法人が認定され、登記されれば、自動的に寄付行為は失効するので変更の必要はない」との事であった。

第4号議案について意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。

(6) 第5号議案 寄附金規定について

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

法人会計(運営費=管理費)の比率が高いのは良くないとの考えから寄附金規定では各公益目的事業に使う旨を明記した。

高柳理事より、寄附金は公益目的事業に使う事が原則なのか。

理事長より、その通りです。

第5号議案について他に意見を求めたが、特に意見はなく了承された。

(7) 第6号議案 上ノ原山荘管理人の契約形態の変更について

上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。
職務内容及び指示命令系統が「使用人雇用」より「業務委託」に近い
ため、実態にあわせて契約形態を変更する。

第6号議案について意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。

- (8) 第7号議案 評議員選定委員会運用細則について
上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。

第7号議案について意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。

- (9) 第8号議案 最初の評議員選定委員選任について
上記議案について、理事長が資料に基づき説明した。
評議員選定委員会は、定款（案）で決められた評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名で構成する。
最初の評議員選定委員として次の者を選任する。

松原敏子（評議員）、平須賀和昭（監事）、小峰博子（事務局員）、石木千尋（外部委員）、奥村尚子（外部委員）

第8号議案について意見等を求めたが、特に意見はなく了承された。